

平成26年 6 月 3 日

# 秩父広域市町村圏組合議会臨時会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩広組告示第8号

平成26年秩父広域市町村圏組合議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成26年5月27日

秩父広域市町村圏組合  
管理者 久喜邦康

1. 期 日 平成26年6月3日（火）午前10時
2. 場 所 秩父クリーンセンター3階大会議室
3. 付議議案
  - (1) 議案第 8号 専決処分について
  - (2) 議案第 9号 専決処分について
  - (3) 議案第10号 平成26年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）
  - (4) 議案第11号 工事請負契約変更契約の締結について

平成26年6月3日

秩父広域市町村圏組合議会臨時会

## 秩父広域市町村圏組合議会臨時会議事日程

平成26年6月3日午前10時開会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 議長の選挙
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 諸報告
- 第 6 管理者提出議案の報告
- 第 7 議案第 8号 専決処分について
- 第 8 議案第 9号 専決処分について
- 第 9 議案第10号 平成26年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）
- 第10 議案第11号 工事請負契約変更契約の締結について

(開会 午前9時56分)

出席議員 (16名)

1番	浅海	忠	議員	2番	大久保	進	議員
3番	木村	隆彦	議員	4番	落合	芳樹	議員
5番	山中	進	議員	6番	高野	宏	議員
7番	松澤	一雄	議員	8番	荒船	功	議員
9番	富田	能成	議員	10番	若林	スミ子	議員
11番	大野	喜明	議員	12番	大澤	徑子	議員
13番	齊藤	實	議員	14番	新井	利朗	議員
15番	黒澤	光司	議員	16番	小菅	高信	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

久喜	邦康	管理者
加藤	嘉郎	副管理者
石木戸	道也	理事
大澤	夕キ江	理事
福島	弘文	理事
森	真太郎	事務局長
若林	利忠	消防長
福原	隆夫	会計 管理者
平沼	邦夫	事務局 事務局長 兼 福祉課 保健課 長
阿保	登	消防本部 次長
梅澤	茂	消防本部 次長
小泉	裕男	専門員兼 総務課長
富田	豊彦	管理課長
森下	今朝八郎	業務課長

野	澤	好	博	ク	リ	ー	ン
				セ	ン	タ	ー
				所			長
吉	岡	康	明	指	令	課	長

職務のため出席した事務職員

富	田	豊	彦	書	記	長
千	嶋		浩	書	記	

午前9時56分 開会

○開会・開議

**副議長（大野喜明議員）** 皆様おはようございます。副議長の大野でございます。このたび落合芳樹議長の議員任期が4月30日をもって満了となり、現在議長が欠員となっておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名です。ただいまから平成26年6月秩父広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

**副議長（大野喜明議員）** 議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○議席の指定

**副議長（大野喜明議員）** まず、議席の指定を行います。

今回組合議会議員の辞職及び任期満了に伴い、新たに組合議会議員になりました大澤径子議員、浅海忠議員、大久保進議員、木村隆彦議員、落合芳樹議員、山中進議員、高野宏議員、松澤一雄議員、荒船功議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により議長において指名いたします。

議席番号と氏名を書記に朗読いたさせます。

（千嶋 浩書記登壇）

**千嶋 浩書記** 朗読いたします。

1番	浅海	忠	議員	2番	大久保	進	議員
3番	木村	隆彦	議員	4番	落合	芳樹	議員
5番	山中	進	議員	6番	高野	宏	議員
7番	松澤	一雄	議員	8番	荒船	功	議員
12番	大澤	径子	議員				

以上です。

**副議長（大野喜明議員）** ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

それでは、新たに組合議員になられた方にご挨拶をお願いいたします。

まず、1番、浅海忠議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

（1番 浅海 忠議員登壇）

**1番（浅海 忠議員）** 皆さんおはようございます。秩父市議会からまた広域組合にお世話になることになりました浅海でございます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

副議長（大野喜明議員） 続きまして、2番、大久保進議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

（2番 大久保 進議員登壇）

2番（大久保 進議員） おはようございます。秩父市からの大久保です。いかんせん初めての広域に入ってきますので、何事も勉強、勉強で、頑張っってやっていきます。よろしくお願ひします。（拍手）

副議長（大野喜明議員） 続きまして、3番、木村隆彦議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

（3番 木村隆彦議員登壇）

3番（木村隆彦議員） 皆さんおはようございます。秩父市議会より参りました木村隆彦でございます。昨年度に続き、広域議会お世話になりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

副議長（大野喜明議員） 続きまして、4番、落合芳樹議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

（4番 落合芳樹議員登壇）

4番（落合芳樹議員） おはようございます。4番の落合でございます。前年度に引き続きましてよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

副議長（大野喜明議員） 続きまして、5番、山中進議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

（5番 山中 進議員登壇）

5番（山中 進議員） おはようございます。シンプルに、山中進です。以前お世話になったことがあるのですけれども、また皆さんにお世話になるつもりで頑張っっていきます。よろしくお願ひします。（拍手）

副議長（大野喜明議員） 続きまして、6番、高野宏議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

（6番 高野 宏議員登壇）

6番（高野 宏議員） 皆さんおはようございます。秩父市議会からお世話になっております。5年目ということで、縁ありまして広域にお世話になっております。よろしくお願ひいたします。（拍手）

副議長（大野喜明議員） 続きまして、7番、松澤一雄議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

（7番 松澤一雄議員登壇）

7番（松澤一雄議員） おはようございます。秩父市議会の松澤一雄です。広域での議会は私初めてなので、いろいろ皆さん方にご指導いただきながら、一生懸命頑張っっていきたく思います。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

副議長（大野喜明議員） 続きまして、8番、荒船功議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

（8番 荒船 功議員登壇）

8番（荒船 功議員） 皆さんこんにちは。秩父市議会からまたこちらのほうへ参りました。前来たことがあるのですけれども、初めてのよな気持ちで頑張りますので、よろしくお願ひします。（拍手）



副議長（大野喜明議員） 続きまして、12番、大澤径子議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

（12番 大澤径子議員登壇）

12番（大澤径子議員） 皆さんおはようございます。皆野町議会の大澤径子でございます。再び広域の議員になることになりました。皆さんとともにさまざまな課題に取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長の選挙

副議長（大野喜明議員） これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

副議長（大野喜明議員） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名については、新井利朗議員において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

副議長（大野喜明議員） ご異議なしと認めます。

よって、新井利朗議員において指名することに決しました。

それでは、14番、新井利朗議員、お願いいたします。

（14番 新井利朗議員登壇）

14番（新井利朗議員） ただいまご指名をいただきました14番の新井利朗でございます。

議長につきましては、秩父市議会選出の松澤一雄議員を推薦したいと思います。よろしくお願いいたします。

副議長（大野喜明議員） ただいま新井利朗議員において指名をいたしました松澤一雄議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

副議長（大野喜明議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました松澤一雄議員が議長に当選いたしました。

当選された松澤一雄議員が議場におりますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

7番、松澤一雄議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

（7番 松澤一雄議員登壇）

7番（松澤一雄議員） ただいまは、議長の選挙におきまして皆様方のご指名の推薦をいただきまし

て、議長に就任いたしました松澤一雄です。大変ありがとうございました。皆様方のご推薦で議長に選ばれましたこと、身に余る光栄ではありますが、その責任の重さを十分に感じているところであります。

組合におきましてもいろいろな課題があるかと思いますが、皆様方と一致協力して、ご協力いただき、ご指導いただき、一生懸命頑張って公正公平な議会運営に努めていきたいというふうに思っております。今後ともぜひよろしくお願いいたします。大変ありがとうございました。(拍手)

**副議長（大野喜明議員）** それでは、松澤新議長さん、議長席へお着きをお願いいたします。

皆様にはご協力大変ありがとうございました。(拍手)

(副議長、議長と交代)

#### ○会議録署名議員の指名

**議長（松澤一雄議員）** 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

8番 荒 船 功 議員

9番 富 田 能 成 議員

10番 若 林 スミ子 議員

以上3名の方をお願いいたします。

#### ○会期の決定

**議長（松澤一雄議員）** 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

**議長（松澤一雄議員）** ご異議なしと認め、よって会期は本日1日と決定いたしました。

#### ○諸報告

**議長（松澤一雄議員）** 次に、諸報告を行います。

議会閉会中に組合議会議員の辞職を許可いたしましたので、ご報告いたします。

3月11日付、皆野町議会選出の四方田実議員においては、組合議会議員を辞職したい旨の申し出がありましたので、地方自治法第126条ただし書きの規定により許可をいたしましたので、ご報告いたします。

次に、常任委員会委員の指名についてご報告いたします。秩父市及び皆野町から新たに選出された9名の議員について、委員会条例第5条第2項の規定により、閉会中に議長において、

木村隆彦議員 高野 宏議員 松澤一雄  
荒船 功議員

を総務常任委員会委員に

浅海 忠議員 大久保 進議員 落合芳樹議員  
山中 進議員 大澤 径子議員

を厚生衛生常任委員会委員に指名により選任したので、ご報告いたします。

なお、現在総務常任委員会副委員長、厚生衛生常任委員会委員長が欠員であります。次の休憩中に総務常任委員会は第1会議室において、厚生衛生常任委員会は応接室において委員会を開催し、総務常任委員会においては副委員長の互選を、厚生衛生常任委員会においては委員長の互選をいただき、その結果を議長までご報告願います。

次に、管理者から指定専決に係る和解及び損害賠償の額の決定について、継続費繰越計算書について及び平成25年度秩父広域市町村圏組合一般会計繰越明許費繰越計算書について、それぞれ報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時17分

**議長（松澤一雄議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務常任委員会においては副委員長が互選され、厚生衛生常任委員会においては委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

総務常任委員会副委員長 高野 宏議員  
厚生衛生常任委員会委員長 山中 進議員  
以上のとおりであります。

○管理者提出議案の報告

**議長（松澤一雄議員）** 次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。

書記に朗読いたさせます。

（千嶋 浩書記登壇）

千嶋 浩書記 ……（朗読）……

秩広管発第137号

平成26年6月3日

秩父広域市町村圏組合議会  
議長 松澤 一 雄 様

秩父広域市町村圏組合  
管理者 久喜 邦 康

組合議会付議議案について

本議会に付議する議案を、次のとおり提出します。

記

議案第 8号 専決処分について

議案第 9号 専決処分について

議案第10号 平成26年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）

議案第11号 工事請負契約変更契約の締結について

議長（松澤一雄議員） ただいま報告いたしました議案は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（松澤一雄議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。  
管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 広域議員の皆様、おはようございます。松澤新議長様からお許しをいただきましたので、一言管理者としてのご挨拶をさせていただきます。

本日ここに秩父広域市町村圏組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変お忙しい中、またお暑い中をご参集、ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

このたび秩父市議会並びに皆野町議会より新たに組合議会議員となられました皆様には、組合行政の推進に当たりご指導をいただきますよう心からお願いをいたします。

また、ただいま新議長様には秩父市議会選出の松澤一雄議員が、厚生衛生常任委員会委員長には秩父市議会のほうから山中進議員が、そして総務常任委員会副委員長には高野宏議員が就任されました。それぞれの実績からもその役にふさわしい方がご就任されたと思っております。今後の組合議会の円滑な運営のためにもご活躍いただきますようお願いをいたします。

さて、本組合では、新火葬場建設、まずこれが1つ、2つ目が秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事、これが2つ目、消防分署統廃合、これが3つ目、そして最後に消防救急デジタル無線の整備、4つ目。この4つ、これが4大事業と位置づけており、それぞれの事業を進めておるところでございます。新火葬場を除く3つの事業は、当初の予定どおり本年度中に完了する予定でございます。

ます。新火葬場の建設につきましては、基本設計に続き、今実施設計の作業に入っております、本日この臨時会終了後には議会全員協議会をこの会場にて開催し、中間報告をさせていただきたいと存じます。よろしく願いをいたします。

さて、本年2月の大雪により被災した家庭のカーポートや農業用ビニールハウスの罹災ごみの受け入れを秩父クリーンセンターと秩父環境衛生センターで行ってまいりましたが、4月末での搬入件数ですが2,052件で、搬入量は61万1,500キロという状況でございました。まだ片づけが終わっていない方もいらっしゃるようですので、8月29日まで受け入れを延ばすことといたしました。雪害による影響はまだ残っているわけですが、こういう方々への力となれるよう、私も、そして理事も努めてまいりたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

それでは、本日執行部でご提案いたします議案の概要の説明をさせていただきます。

議案第8号から9号につきましては、議決を得る組合議会を開くいとまがなかったことから、平成26年3月31日付でこちらのほうで専決処分させていただきましたが、議会の承認をいただきたいものでございます。

この議案第8号、専決処分は、秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例で、特別休暇の一つであります子供の看護休暇の対象となる子供の枠を広げる改正でございます。これによりまして、子供の看護休暇をとりやすくなるということでございます。

次に、議案第9号、専決処分は、平成25年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第6回）で、この補正予算は自立支援審査会業務にかかわる国、県の補助金の確定、新火葬場建設にかかわる秩父市に対する負担金の減額等に伴う所要の補正を行うものでございます。以上、8、9号の専決処分の内容です。

続きまして、議案第10号 平成26年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）、この補正予算は消防署西分署庁舎建設工事にかかわる消費税率変更に伴う必要な予算措置等をしたものでございます。

続きまして、議案第11号ですが、工事請負契約変更契約の締結ですが、これは消防西分署庁舎建設工事請負契約の変更契約を締結したいものでございます。

以上議案の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、この後事務局のほうでそれぞれ説明をいたしますので、ご審議の上、ご承認、ご可決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

終わりに当たり、議員各位におかれましては、これから暑い夏を迎えます。それぞれの議会でも6月議会予定されていることと存じます。一層健康にはご留意をいただき、市町の発展を、また本圏域全体がますます発展するようご尽力いただきますよう心からご祈念申し上げまして、管理者の挨拶とさせていただきます。

では、臨時会、よろしく願いいたします。以上です。

○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（松澤一雄議員）** これより議案審議に入ります。

まず、議案第8号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** 議案第8号の専決処分、秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、本年3月31日付で専決処分を行わせていただきましたので、同条第3項の規定によりまして議会にご報告し、承認を求めたいものでございます。

議案第8号の参考資料、条例の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。本条例につきましては、特別休暇の一つでございます子の看護休暇について、子育て環境の充実を図ることから、休暇の対象となる子の範囲を小学校就学の始期に達する子までから中学校就学の始期に達する子までに改正するものでございます。本改正によりまして、中学校就学の始期に達する子までの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合、1年において5日、中学校就学前の子が2人以上の場合は、10日の範囲内で受けることができるというものでございます。

なお、本組合職員の服務に関する規定につきましては秩父市に準拠しておりますが、秩父市では本条例と同様の条例改正が市議会、本年の3月定例会で行われまして、本年4月1日から施行されております。本組合には、秩父市から派遣職員をいただいていることもありまして、同様の措置をするための条例改正が必要となりましたが、議会を開くいとまがないため、専決処分とさせていただいたものでございます。

以上で議案第8号の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**議長（松澤一雄議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（松澤一雄議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（松澤一雄議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（松澤一雄議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（松澤一雄議員）** 総員起立であります。

よって、議案第8号は承認することに決しました。

○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（松澤一雄議員）** 次に、議案第9号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

**森 真太郎事務局長** 議案第9号の専決処分、平成25年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第6回）につきましてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書1ページをお開きください。第1条にございますとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出15万2,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億3,041万4,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の補正でございます。

5ページをお開きください。第2表の繰越明許費でございます。新火葬場建設に当たりまして、火葬場への進入路でございます市道中央79号線の道路改築工事等の負担金及び市営馬場移転に伴う補償金を市の事業執行に合わせまして翌年度に繰り越して使用したいため、繰越明許費を定めるものでございます。

続きまして、歳入歳出補正の内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。恐れ入りますが、10、11ページをお開きください。まず、歳入でございますけれども、第3款国庫補助金、第2目民生費国庫補助金が30万7,000円の増額となります。これは、障害程度区分認定等事業費補助金でございます。障害程度区分認定等事業費補助金につきましては、障害程度区分認定等の事務を行うために必要な報酬、需用費、役務費等が補助対象経費となりまして、その2分の1の額となるものでございます。

次に、第5款繰入金、第1目基金繰入金が21万3,000円の減額となります。これは、秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事の財源振りかえに伴う40万円の増額、市道中央79号線改築工事等事業費の増額に伴う負担金193万2,000円の増額、そして市営馬場移転に伴う設計費及び用地測量業務費を合わせました254万5,000円の減額によるものでございます。

次に、第8款組合債、第2目衛生債が40万円の減額となります。秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事補助対象事業費の修正に伴い減額をさせていただくものでございまして、減額分を繰入金に振りかえるものでございます。

次に、第9款県支出金、第2目民生費県補助金が15万4,000円の増額となります。これは、障害程度区分認定等事務費に埼玉県地域生活支援事業補助金の交付を受けたことから増額をするものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。歳出でございます。第3款民生費は、歳入補正の国庫支出金及び県支出金の増額に伴い、財源補正をするものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目斎場費は、歳入でご説明いたしましたように、市営馬場移転及び市道中央79号線道路改築工事等の負担金をそれぞれ補正いたしまして、合わせまして61万3,000円を減額するものでございます。

第2項清掃費、第1目清掃総務費は、指定ごみ袋取り扱い販売店への支払いに伴う収納委託料に不足が生じたことから、委託料95万円を増額するものでございます。

第2目クリーンセンター費は財源補正でございます。

第5款消防費、第1目常備消防費は、燃料費に不足を生じたことから70万円を増額するものでございます。

第8款予備費につきましては、今申し上げました歳入補正と歳出補正に伴い生じます差額118万9,000円を予備費から減じる歳出補正をさせていただくものでございます。

なお、本補正予算につきましては、3月31日に専決処分をさせていただいてございます。

以上で議案第9号の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**議長（松澤一雄議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番、落合芳樹議員。

**4番（落合芳樹議員）** 4番の落合でございます。

13ページ、先ほど市営馬場の補正についての説明がありましたけれども、市営馬場移転の説明がありました。今年度中にたしか移転するというふうになっておりますけれども、現在の進捗状況についてお尋ねいたします。

**議長（松澤一雄議員）** 事務局長。



(森 真太郎事務局長登壇)

**森 真太郎事務局長** 落合議員のご質問でございますけれども、市営馬場の移転につきましては現在市のほうで進めていただいております、先般担当者にお聞きしましたところ、今月中に入札執行を行います、契約事務を進めたいという話を伺っております。そして、本年度中には事業を完遂したいという話で伺っているところでございます。

以上でございます。

**議長（松澤一雄議員）** 他に質疑ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

**議長（松澤一雄議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案第9号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

**議長（松澤一雄議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

**議長（松澤一雄議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第9号を採決いたします。

本案は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長（松澤一雄議員）** 総員起立であります。

よって、議案第9号は承認することに決しました。

○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（松澤一雄議員）** 次に、議案第10号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

**森 真太郎事務局長** 議案第10号の平成26年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算書（第1回）につきましてご説明申し上げます。

まず、補正予算書1ページをお開きください。第1条にございますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,880万円を増額いたしまして、補正後予算額を40億8,667万1,000円としたいものでございます。また、併せまして継続費及び地方債の補正を行いたいものでございます。

歳入歳出の補正の内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。恐れ入りますが、12、13ページをお開きください。まず、歳入でございます。第3款国庫支出金、第3目消防費国庫補助金が210万円の増額となります。これは、西分署庁舎建設工事に対しまして交付されます森林整備加速化・林業再生事業費補助金で、公共施設の木造化に対して補助をいただけるものでございまして、当初見込んでいた額より多い額での交付決定を受けたことによりまして増額をするものでございます。

次に、第8款組合債、第2目消防債が1,670万円の増額となります。これは、やはり西分署庁舎建設工事に対する補助金が増額となったことによる減額の110万円に加えまして、消防救急デジタル無線整備事業に充てる緊急防災・減災事業債の充当率が90%から100%に上げられたことから、同事業債を1,780万円増額するものでございます。なお、この緊急防災・減災事業債は元利償還金の70%が交付税措置を受けることができるものでございます。

次に、14、15ページをお開きください。歳出でございます。第5款消防費、第1目常備消防費、第13節の委託料を25万2,000円減額、同目の第15節工事請負費を90万円増額するものでございます。

恐れ入りますが、16、17ページをお開き願います。これは、西分署庁舎建設工事に係る継続費の進行状況等に関する調書補正でございます。西分署庁舎建設工事につきましては、本年2月の第1回定例会におきまして、契約金額3億2,550万円で契約締結の可決をいただきましたが、その際に消費税率を5%で契約いたしまして、引き渡し時に8%の消費税率との差、3%の不足分を精算支払する形になる旨のご説明をさせていただきました。この消費税率の差によります請負金額の増加額は930万円になります。この額を引き渡し時に契約額に加えてお支払いをするということになります。消費税率変更に伴う工事請負代金が3億3,480万円、これに工事監理委託料766万8,000円を加えました3億4,246万8,000円が総事業費となるものでございます。当初予算では継続費の総額を3億4,182万円として計上いたしました。この結果、消費税率の変更に伴い、予算書上には64万8,000円の増額補正となるものでございます。

その内訳につきましては、先ほどご説明を申し上げましたように、工事請負費の90万円の増額と委託料の25万2,000円の減額でございます。この増額に伴う財源につきましては、歳入で申し上げました国庫補助金をその増額分に充てたいと存じます。

恐れ入りますが、14、15ページにお戻りください。第8款予備費、第1目予備費は1,815万2,000円の増額でございまして、歳入歳出補正に伴う差額を増額したいものでございます。

なお、継続費の補正は、西分署庁舎建設工事の総額及び年割額の変更を、そして地方債の補正は西分署庁舎建設事業及び消防救急デジタル無線整備事業の限度額をそれぞれ変更するものでござい

ます。

以上で議案第10号の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**議長（松澤一雄議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番、山中進議員。

**5番（山中 進議員）** 5番、山中です。

確認と、ちょっと継続の流れなどを説明していただければと思います。今の事務局長の説明によりますと、16、17を見てもらえればと思います。ここで消費税率の変更もあったということもあって、当初の契約時のものと、引き渡し時期の事情も絡みまして、やむを得ない措置かとは思いますが、私どもは消費税増税に反対しておりますから、はいそうですかと言うわけにはいかないのですが、今の説明聞いておまして、その契約するときに、なぜそういった約束事みたいなのができるしまったのか、あるいはせざるを得なかったというか。必要な施設だから、いいにはいいのですが、やっぱり契約した時点が4月以前であれば、こういったことは余り好ましくないとは思いますが、その辺の確認をしたいわけなのですが、お願いいたします。

**議長（松澤一雄議員）** 消防長。

（若林利忠消防長登壇）

**若林利忠消防長** 5番、山中議員さんのご質問についてお答えさせていただきます。

ことしの2月の議会定例会でご説明しましたが、税制の税率変更については、国税庁から各種通知または質疑等の通知をいただいております。契約時期が26年3月31日前でございましたので、当時の税率の5%を掛けたいわゆる総額で契約をさせていただきました。

しかし、この事業は25年度、26年度の年度をまたがる継続事業でございます。そして、完成引き渡しが26年度になりますと、国の通知では完成引き渡し時の税率を全てに適用するというところでございますので、西分署の完成予定は26年度になりますので、26年の4月1日以降の税率であります8%が契約の金額にかかってまいります。したがって、25年度の場合は5%の契約でしたが、それをさかのぼって3%不足する分を26年度に入りまして精算をして支払いなさいという形になります。手続上は契約額の変更をして、総額を変更する形になるということになります。

以上で終わらせていただきます。

**議長（松澤一雄議員）** 5番、山中進議員。

**5番（山中 進議員）** 5番、山中です。

そういうことでしたらやむを得ないのかなとは思いますが、説明にあったように全額国庫補助というのは多少許せるかなと思うところがございますが、やはりこういったことが国の政策に翻弄されるという、必要な施設ではございますが、翻弄されるということに関しては今後注視し

ていかなければなと思っております。

以上です。

**議長（松澤一雄議員）** 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（松澤一雄議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案第10号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（松澤一雄議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（松澤一雄議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（松澤一雄議員）** 総員起立であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（松澤一雄議員）** 次に、議案第11号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

（若林利忠消防長登壇）

**若林利忠消防長** 議案第11号の工事請負契約変更契約の締結につきましてご説明申し上げます。

本議案は、秩父消防署西分署建設工事請負契約の変更契約の締結について、秩父広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

まず、変更契約の必要な理由についてご説明申し上げます。この契約は、原契約が平成26年2月の議会定例会で契約締結の議決をいただきましたが、先ほど申しましたようにこのときの契約では

工事請負金額における消費税及び地方消費税率は当時の税率であります5%が適用になります。一方、この秩父消防署西分署の建設工事は、25年度、26年度の2カ年継続事業でありまして、先ほど申しましたように完成の引き渡しは平成26年度となります。予定では2月ごろを予定しております。

2月議会でも説明をさせていただきましたが、先ほども山中議員の質問にお答えさせていただきましたが、重なって申しわけありません。平成26年4月1日以降工事が完了し、引き渡しを受ける工事については、工事全体の請負金額が8%の消費税及び地方消費税で支払わなければなりません。したがって、25年度分の支払いについては5%で支払っておき、工事が完了し、引き渡し時に3%の不足分を精算する形になります。

今回の変更契約は契約金額の変更であり、消費税率の変更に伴い、工事の請負金額が930万円増加することから、再度議会に議決を求めたいものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長（松澤一雄議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

5番、山中進議員。

**5番（山中 進議員）** 5番、山中です。

確認させてください。今の説明聞いておりまして、25年、26年はわかりました。実際に25年度分の工事内容、それからこの数字を見てしまうと、消費税がかかる工事はほとんど26年4月1日以降になるような、そういう感じを持てるのですけれども、25年度分の工事内容がありましたらお願いいたします。

**議長（松澤一雄議員）** 消防本部次長。

（梅澤 茂消防本部次長登壇）

**梅澤 茂消防本部次長** 山中議員さんのご質問についてお答えさせていただきます。

25年度分の事業としては、国道299号線から進入道路がまだ畑でございましたので、進入道路の取付け工事を実施したところでございます。

なお、2月の大雪がありまして、工事が若干進むのがおくれれてしまいまして、25年度分につきましては取付け道路の掘削事業をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

**議長（松澤一雄議員）** 5番、山中進議員。

**5番（山中 進議員）** 5番、山中です。

そうすると、この930万円というのは、ほとんどの建設費用は、その取付けを除いて、建屋、それから整備含めて、全部の引き渡し時に支払う消費税分ということですね。そうですね。それが8%分だということなのですが、この930万円に至っては全額国庫補助でやりとりするということが理解していいのですか、確認ですが。

議長（松澤一雄議員） 消防長。

（若林利忠消防長登壇）

若林利忠消防長 5番、山中議員のご質問にお答えさせていただきます。

工事請負の金額については、930万円の消費税アップでございます。もう一方、予算額から追っていった場合に、予算が90万円不足しておりました。これは、いただいていた予算がありまして、その差額が90万円の不足でございます。したがって、予算上は90万円の不足が出たという形になります。そしてもう一方、工事の監理委託料というのがございまして、これは工事と同時に進行しますが、この場合はいただいている予算が25万2,000円余った形になります。そして、継続費の場合は、それを一括した数字で提示させていただいておりますので、不足分の90万円、そして残額の25万2,000円、差し引きしまして64万8,000円が予算上少なくなったという形になります。そしてもう一方、歳入のほうで国の補助が210万円ふえたということで、予算的には、財源的には足りたという形になります。

以上で終わります。

議長（松澤一雄議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（松澤一雄議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（松澤一雄議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（松澤一雄議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（松澤一雄議員） 総員起立であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

○閉会の宣告

**議長（松澤一雄議員）** 以上で今期臨時会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、秩父広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時59分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年6月3日

議 長 松 澤 一 雄

副 議 長 大 野 喜 明

署名議員 荒 船 功

署名議員 富 田 能 成

署名議員 若 林 スミ子